重点医師偏在対策支援区域における診療所の承継・開業支援事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　20億円（20億円）　（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、①施設整備、②設備整備、③一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2　事業の概要

【事業概要】

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門(診察室、処置室等)等の整備に対する補助を行う。

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する補助を行う。

③地域への定着支援事業

診療所を承継又は開業する場合に、一定期間の地域への定着支援を行う。

【実施主体】

・ 重点区域内で承継又は開業する診療所であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）

3　補助基準額等

①施設整備事業

基準面積	診療部門 ・無床の場合　160㎡ ・有床の場合（5床以下）　240㎡ ・有床の場合（6床以上）　760㎡ 診療部門と一体となった医師・看護師住宅　80㎡
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

②設備整備事業

基準額 （1か所当たり）	診療所として必要な医療機器等購入費　16,500千円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2

③地域への定着支援事業

基準額	診療日数（129日以下） 6,200千円＋（71千円×実診療日数）等
補助率	国4/9　都道府県2/9　事業者1/3

重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　4.6億円（4.6億円）　（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、特定機能病院からの医師派遣とは別に、中核病院等からの医師派遣により重点区域の医師を確保するため、重点区域内の医療機関に医師を新たに派遣する医療機関に対して、医師派遣に要する費用の支援を行う。

2　事業の概要・スキーム



3　実施主体

重点区域内の医療機関に医師を派遣する医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4　補助基準額等

基準額：61,000円 × 延日数
対象経費：重点区域内の医療機関への常勤医や代診医等の医師派遣に要する費用
補助率：　国1/2　都道府県1/4　事業者（派遣元医療機関）1/4

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業

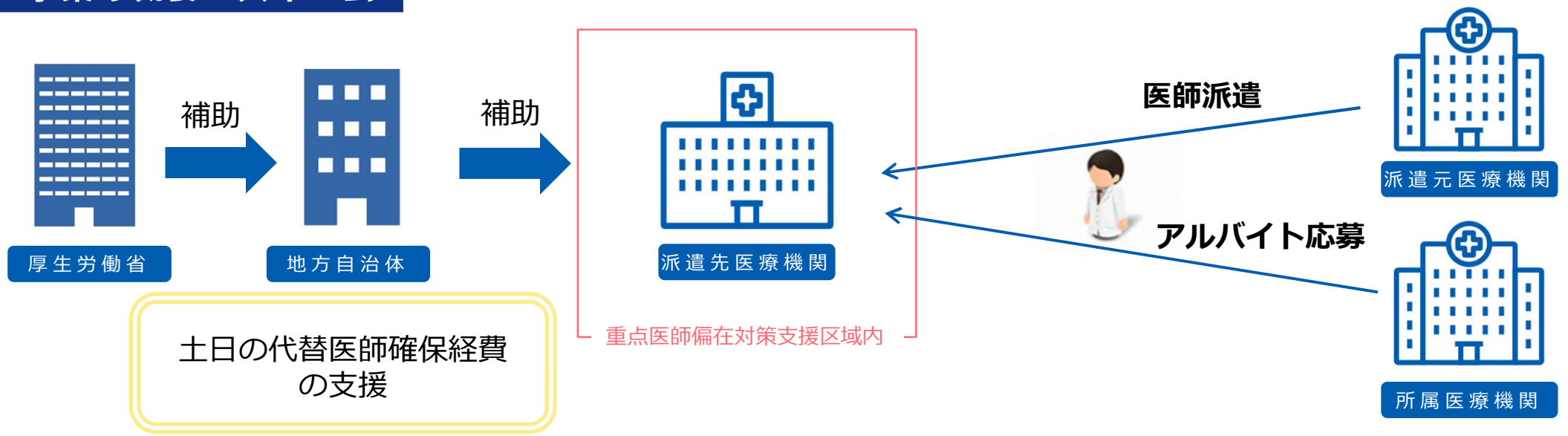
医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　5.3億円（5.3億円）　※（）内は前年度当初予算額

1　事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務･生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、土日の代替医師確保への支援を行う。

2　事業の概要・スキーム



3　実施主体

重点区域内の医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

4　補助基準額等

基準額：60,000円 × 延日数（日直、宿直数）
対象経費：土日祝日の代替医師を雇上にかかる経費
補助率：国1/3　都道府県1/6　事業者（派遣先医療機関）1/2

新規 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための施設整備事業

医政局医事課
（内線4148）

令和９年度概算要求額　7.4億円（ー）　（）内は前年度当初予算額　　令和７年度補正予算額　14.1億円

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域と設定した上で、重点区域における医師の勤務･生活環境を改善して、重点区域への派遣の納得感や重点区域で勤務する意欲の向上を図ることにより、重点区域で新たに勤務する医師を増やし、重点区域の医師の離職を減らすため、宿直室等の施設整備への支援を行う。

2 事業の概要

【事業概要】

・医師の勤務･生活環境改善のための施設整備
　重点区域の医療機関に勤務する医師の負担を軽減し、働きやすい環境作りに資する、宿直室等の施設整備に対する補助を行う。

【実施主体】

・ 重点区域内で医師の勤務･生活環境改善を行う医療機関であって、都道府県の地域医療対策協議会及び保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関

※ 都道府県において、医師偏在是正プランを策定（重点区域、支援対象医療機関等）



←宿直室



←医局

3 補助基準額等

【対象経費】

医師の勤務・生活環境改善に資する次の部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費

・宿直室　　・医局
・更衣室　　・浴室　　等

基準額	次に掲げる基準面積に単価を乗じた額とする。 基準面積　80㎡ 単価　鉄筋コンクリート　558,000円 ブロック　444,000円 木造　362,000円
補助率	国1/3　都道府県1/6　事業者1/2